資料2

報告書検証メンバーが使用する情報の取扱いについて（案）

H21.12.7

報告書検証メンバー

検証メンバーの守秘義務

(1)法令上の守秘義務はありません

(2)各メンバーが検証過程で知り得た個人情報や企業情報等の国家公務員法上守秘義務のかかる情報（B・Cタイプの情報）は秘密が保持されることを前提として提供します

(3)検証報告書ドラフトについては、最終的なものではないことから、対外公表されますと誤解を招く恐れがあることにご留意願います

※検証メンバーの会合で配布される資料（Aタイプ）についてはHP上で公開

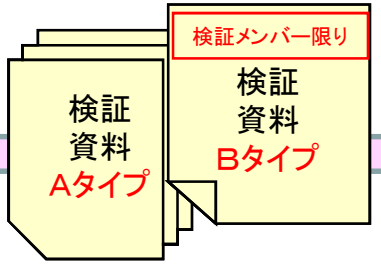

※ドラフトは検証報告書完成後にAタイプ

（Cタイプの情報）

信憑性を確認するために必要な資料・音声等の取扱いについては、

・事務局職員立会いのもと、事務局内で資料を閲覧、音声をご確認いただくことは可能

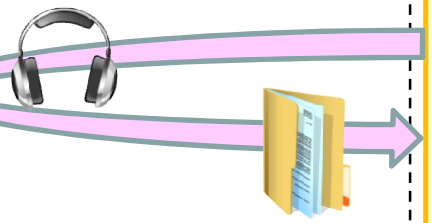

・来局できない場合は、事務局職員が持参し、ご確認いただくことは可能

運輸安全委員会　事務局

コピー等を配布できる情報

1．公務員に守秘義務のかからない資料（Aタイプ）

(1) 一般に公表されている資料（ホームページの情報やマスコミに発表されているもの）

(2) 提出者から配布の同意が得られた提出資料

2．公務員に守秘義務のかかる資料（Bタイプ）

(1) 事務局が作成した事故調査に関する資料（初動報告、報告書ﾄﾞﾗﾌﾄ、意見聴取記録簿等）

(2) 委員会審議での音声内容（検証に必要不可欠な部分）を文書にした資料

(3) 事務局以外の者が提出した資料等を事務局が二次的に加工した資料

※検証作業に必要な場合を除き、個人を特定できない表現方法とします（確認は可能）

※Bタイプについては「検証メンバー限り」を表記します

コピー等を配布できない情報（Cタイプ）

(1) 医療情報及び個人情報に関わる資料

(2) 企業のセキュリティー情報など秘密保持に関する情報等提出者の配布の同意が得られない提出資料

(3)委員会審議の音声

※(3)の委員会審議における進捗状況や議事概要については、記録がありますが、詳細な議事録は作成しておりません

※音声は、事故調査官がメモ用に録音したもので、音声状態が不良なものもあります